

助けあい 生きる安心 社会保険

社会保険 しまわ


令和4年 3月号 No.838

Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会保険協会からのお知らせ



～島根県の名所空撮～
飯南町 張戸お大師桜

飯南町頓原地域の張戸の奥畑に自立しているヤマザクラの巨樹。推定樹齢は200年。根元に弘法大師を祀った小祠が安置され、「お大師桜」と呼ばれています。田に水が張られると水面に水鏡となって映り込みます。

健康保険・厚生年金保険の手続きについて

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 / 厚生年金保険70歳以上被用者該当届

事実発生から5日以内

従業員を採用した場合等、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき方が生じた場合に、事業主が行うものです。

- 適用事業所に常時使用される^(注)70歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、被保険者となります。
- 70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される方で次の要件すべてに該当する場合についても提出が必要です。
(ア) 70歳以上の方 (イ) 過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する方 (ウ) 常時使用される(適用除外に該当しない)方
- 60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合「就業規則の写し、退職辞令の写し、雇用契約書の写し、事業主の証明」などの添付が必要となります。(この場合は、同時に同日付の資格喪失届の提出が必要です。)

注)「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるとい使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも報酬が支払われる場合は、使用関係が認められることとなります。

パートタイマー、アルバイトの場合

1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が、常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。また、所定労働時間の4分の3未満であっても、国・地方公共団体及び特定適用事業所に勤務する短時間労働者で一定の要件を満たす場合は、被保険者となります。

健康保険被扶養者(異動)届

事実発生から5日以内

新たに全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加、削除、氏名変更等があった場合に、被保険者が事業主を経由して行うものです。

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 / 厚生年金保険70歳以上被用者不該当届

事実発生から5日以内

従業員が退職した場合等、健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失する方が生じた場合に、事業主が行うものです。

- 70歳以上の使用される方に、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70歳以上被用者についても届出が必要となります。

社会保険手続きは電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届は、ぜひ電子申請をご利用ください。

例えば、保険証は紙で申請するより3~4日早く届きます!

※日本年金機構では電子申請にかかる訪問サポートを実施しています。ご希望の場合は、管轄の年金事務所へご連絡ください。



日本年金機構 電子申請 検索

「年金手帳」から「基礎年金番号通知書」への切替えについて

令和4年4月以降の取扱い

令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方(20歳に到達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等)に対し、年金手帳に替わり、基礎年金番号通知書を交付します。既に年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行いません。また、お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として、引き続き、ご利用いただけます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて(再延長)

令和3年8月から令和4年3月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定可能です。

再延長となる令和4年1月から3月までの標準報酬月額の特例改定は、令和4年5月31日までの提出期限となります。

年金機構 特例改定延長 検索

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

協会けんぽ島根支部より大切なお知らせ

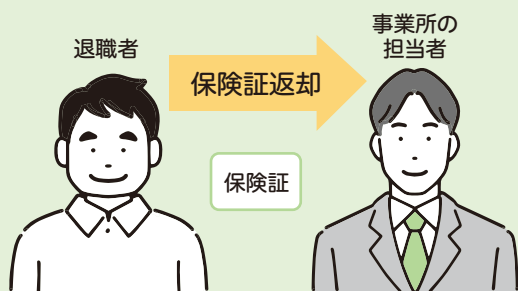
保険証は退職日の翌日から使用できません

健康保険証は退職日の翌日から使えません。使うことのできない保険証を使用することで、協会けんぽが負担できない部分の医療費が増えています。



事業所のご担当者様へお願い

1 退職者から保険証を回収



2 申請

電子申請

資格喪失届等を電子申請した後、速やかに保険証を日本年金機構へ郵送してください。郵送の際には、電子申請の到達番号のわかる画面を印刷のうえ同封をお願いします。

郵送申請

資格喪失届等と合わせて保険証を日本年金機構へ郵送してください。



保険証が回収できないときは…

資格喪失届の届け出をするタイミングで保険証を退職者から回収できないときは、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず提出してください。

退職される皆様へお願い

退職後はすみやかに保険証を事業所へ返却しましょう。



⚠️ ご注意ください

資格が無効になった保険証を使用すると、健康保険が負担した額（医療費の7～8割）をご返還いただくこととなります。

忘れず確認！

- 健康保険証は、被扶養者（ご家族）様分もご一緒にご返却ください。
- 受診後に健康保険の資格が無効であったと判明した場合は、お早めに医療機関へご連絡ください。
- 通院中の方は、保険証が変わることを医療機関等へお伝えください。

こんなときも保険証は使えません

被保険者 (従業員)

- 75歳の誕生日を迎えたとき
- 勤務時間数の変更で被保険者に該当しなくなったとき など

被扶養者 (ご家族)

- 就職先の健康保険に加入したとき
- 別居等で生計が別になったとき
- 結婚して被扶養者に該当しなくなったとき など

皆様からお預かりしている保険料を守るためにも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。





お知らせ 令和4年度会費納入のお願い

令和3年度の会費を納入いただきありがとうございました。おかげ様で無事令和3年度の事業を実施することができました。

ご存じのように、当協会の事業に要する費用は、事業主の皆様方にご理解をいただき、年1回納めていただきます社会保険協会費が唯一の財源でございます。

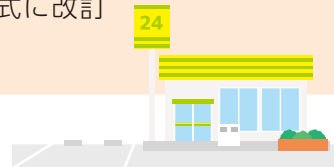
令和4年度の会費納入のお願いは、この「社会保険しまね」3月号に同封させていただきましたので、引き続きご理解、ご協力をいただき、会費の納入をよろしく申し上げます。

又、令和4年度社会保険協会費納入のお願いとともに、「令和4年度版社会保険の事務手続」の申込みハガキを入れていますので、ご希望の事業所の方は4月15日までに必要事項を記入の上、送付願います。



お知らせ 新しい払込取扱票 (コンビニエンスストア対応) について

令和4年1月17日から、ゆうちょ銀行のサービス料金が改定されたことに伴い、従来の金融機関に併せ、コンビニエンスストアでの払込が可能な様式に改訂いたしました。



注) ゆうちょ銀行用の払込取扱票を使用して、ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口及びATMから現金で払込を行うと、現金利用に伴う加算料金が必要になりますのでご注意ください。(口座から払込をされる場合には加算料金は発生しません。)

報告 令和3年度「年金給付実務講座」が終わりました

昨年度はコロナ感染症拡大防止のため開設を中止した当講座ですが、今年度はコロナ対策も含め会場数を6会場に増設し、松江・雲南・出雲・大田・浜田・益田の各会場で「60歳以後の年金額調整のしくみ」と題して開設しました。コロナ感染の拡大が進む状況から、締め切りを一週間ほど早めて締め切って実施した結果、最終的には6会場合計で140人の方に受講いただきました。



お知らせ 会員限定Webセミナーのご案内

昨年から、会場への集合型各種実務講座に併せてWebセミナーを開設しています。

Webセミナーは、当協会ホームページから申し込みをいただき、受講希望者にログインIDと閲覧用パスワードをメールでお送りします。一定の期間内ホームページに掲載する動画をご覧いただき、別途郵送するテキストを参考に受講していただくものです。



Webセミナー実施予定

- ①社員の採用と社会保険の手続
- ②60歳以後の年金額調整の仕組み

募集期間 3月15日から3月31日まで

動画配信 4月1日から5月8日まで

募集定員 ①②合わせて300人

※①②とも同じID・パスワードで閲覧できます。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

島根県社会保険協会 <https://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所
全国健康保険協会島根支部

2022.3.15 発行
通巻 838 号

※次回の発行については令和4年5月を予定しております。